

第4回 榎原市小学校通学区域検討委員会 会議録

日時：平成20年2月18日（月）午前10時～

場所：かしはら万葉ホール3階 教育委員会室

【出席委員】 14人

喜多俊幸・吉田明史・細川佳秀・中井靖教・吉村章・横尾敏雄
氏田節子・田ノ上知津・西村宗男・岸田康治・杉本和子・工藤英俊
守道文康・佐藤幸一

【事務局】 中西学校教育課長・松本教委総務課長・森本学校教育課主幹

三橋学校教育課指導主事・栗原教委総務課長補佐・龍田学校教育課
主事・上野学校教育課指導主事

（事務局：中西）

定刻になりましたので、第4回榎原市小学校通学区域検討委員会を開催いたします。なお、本日奥田委員さんは欠席と聞いております。吉村委員さんは少し遅れますが、後でご出席いただくと連絡がありました。

前回の委員会では事務局からの学校への説明意図の意思疎通の不足から、委員の皆様方には大変ご迷惑をおかけしました。改めてお詫び申し上げます。

この件につきまして、本日改めて報告させていただきます。

それでは、議長よろしく申し上げます。

（議長）

委員の皆様方、早朝よりありがとうございます。

先程事務局から説明がありましたように、奥田委員が所要のために欠席、吉村委員が少し遅れてご出席いただきますので、ご了解ください。

そのことから、設置要綱第5条第2項の会議の開催要件にありますが、半数以上の委員の皆様方の出席をいただいておりますので、会議が成立することを宣言させていただきます。

なお、奥田委員からお話がありました。内容としましては、本日欠席させていただいていますが、先の会議録について思い違いがありましたので、訂正してほしいという申し入れがありました。内容につきましては、前回お届けしました会議録の11ページのところで、奥田委員さんが耳成小学校で保護者あてに通学についてアンケート調査をされたことのような発言をいただきましたが、これは、認識違いでありまして、実は市のPTA連合会からのものを誤解していましたということです。訂正願いたい旨の申し入れがありましたので、よろしく願いいたします。

事務局の方訂正よろしく申し上げます。

それでは、本日の会議資料につきまして事務局から確認をお願いいたします。

(事務局：上野)

第4回の次第が一番上で、資料16が4枚、資料17が5枚、資料18が2枚、資料19は1枚、資料20は地図で3枚、資料21は2枚、資料22は3枚、資料23は1枚です。合計22枚です。よろしく申し上げます。

(議長)

ご確認ください。それでは、本日の会議におけます審議事項を見ていただきまして、その中から非公開事項に抵触すると見込まれるものについては、審議に入る前に一部又は、全部について非公開にするかどうかを、お諮りしたいと思いますので、その内容について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局：中西)

今回審議いただく内容につきましては、前回も申しましたが、具体的な町名や学校名が議事1の①と議事2に出てきます。今回の資料に示しております町名、学校名は、今回検討の観点であろうと思われる事例のひとつとして、提示させていただいたものであり、その町名、学校名だけがひとり歩きしてしまうと市民等に誤解や憶測を生じさせてしまうと思います。また、議事1の①も、個々の学校名、町名を挙げての報告が学校から来ております。これにつきましては、基本方針に向けての検討いただくうえで参考資料となるものであり、密接に関連しております。公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じるとおられます。檀原市情報公開条例第6条第5号の規定 公開することにより、委員の率直な意見の交換に支障等、また特に懸念されるのは市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると考えておりますので、一部非公開での審議になろうかと考えております。よろしく申し上げます。

(議長)

ただ今事務局から説明ありましたように、それらの資料の内容につきまして、檀原市情報公開条例に抵触するというので、今後の意志形成に著しい支障が認められる情報及び檀原市個人情報保護条例の規定に照らし合わせまして、非公開にさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員)

結構です。

(議長)

それでは、そのように取り計らいます。

それでは、議事1の①と議事2は非公開といたします。従いまして、非公開部分を後にしまして、最初に議事1の②と③を先に始めたいと思います。

なお、本日は傍聴人の申し出はありません。

それでは、議事に入ります。議事1の報告・説明事項の②、校区が異なる町について、③畝傍南小の電車通学についてと続けて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：中西)

校区の異なる町につきまして、説明させていただきます。

《資料17参照》

資料17のア～オです。まず、校区が異なる町についての1つ目は、十市町、葛本町、新賀町の現況でございます。こちらに示しておりますのが、現在の児童数でございます。昭和55年耳成西小の分離新設に際し、通学の安全面を配慮し、交通量が多く事故が心配される国道24号線の西側を耳成西小としましたが、このことで、十市町、葛本町、新賀町が国道で分断されることになりました。このことにより当時どういう風な状況であったかという調査もさせていただきました。このことにより当時特段の混乱や反対運動はなく、児童増による新設分離は地域に受け入れられたと聞いております。また、資料16に提示されていますが、現在どういう状況かという中で、新賀町を事例に取り上げさせていただきますと、耳成小と耳成西小の学校行事の都合上、新賀町の子ども会活動の日程調整が必要ということではありますが、現在の校区の変更を求める声はないと聞いております。それが、17のアでございます。

次は17のイ中曽司町の現況について説明させていただきます。

昭和49年真菅北小の分離新設に際し、中曽司が児童安全面への配慮から、近鉄大阪線で分断されるに至りましたが、このことで町を挙げての特段の反対運動は、聞いておりません。児童増による新設分離に理解を得たようであります。現在真菅小、真菅北小は真菅地区自治会で一体的に運営されており、町分断の見直しを求める声は現在報告からも上っておりません。

次に17のウ四条町の場合でございます。四条町は昭和33年県道畝傍停車場榎原線により、いわゆる参道でございますが、参道により今井小と畝傍北小に分割されております。四条本村、四条小泉堂と大字単位を基本とした区分け、又参道横断による交通事故への回避による安全面への配慮、次に今井小が地理的に畝傍北小と同等また近くなることから、問題は特段なかったと聞いております。資料16にも出てきますが、今井小の四条小泉堂からは、畝傍北小に戻ることは全く考えておられず、現状での校区を望まれていることが報告されております。

次に17のエ大軽町の現況でございます。大軽町につきましては、昭和52年畝傍東小への分離新設に際し、大軽町全体が畝傍南小に固持されたと聞いており

ます。町として反対運動が1年間ほど続いたという経緯を経ております。児童の安全面から国道169号線をもって、一部分離されるに至っております。畝傍南小校区で残った大軽町の一部は、隣接町であります見瀬町本村と地域のつながりも深い地域であります。なお、児童は現在おられない状態が続いております。耳成小、耳成西小の新賀町でもありましたように、町としての大軽町の地域活動と学校行事の関係でのとまどいがあるとの声は聞き及んでおります。なお、畝傍東小校区となりました大軽町は、もとの畝傍南小に近い区域はありますが、住居が密集しておりどこで分けするかとなるとむずかしく、また、自治会関係からも一体としての動きをしているなかで、今のままでよいとの声となっております。

次に17のオ白樫町1丁目の現況でございます。こちらにつきましても、大軽町と同じように畝傍南小への児童数は0人の状態が続いております。平成4年に白樫1丁目が畝傍南小、白樫北小に分割となりました。経緯は元来久米町であったのが、住居表示が県道見瀬五井線の道路で分けしたため、白樫1丁目となったことに起因する行政上の要因でこういう形になっております。今この地域に白樫1丁目で畝傍南小への地域となっている建物は、7棟ございます。そのうち5棟が会社の寮で2棟が一般住宅となっております。以上資料17につきましても、報告させていただきます。続きまして、資料18の説明をさせていただきます。

(事務局：三橋)

資料18について簡単に説明させていただきます。

《資料18参照》

資料18は畝傍南小学校の電車通学についての経緯や現状などについて学校から報告いただいたものです。そこにもありますように、電車通学をしているのは、西池尻町、吉田町、畝傍町の3つの町の子どもさんで、全校生徒430人中170人、割合にして約4割の子どもさんです。もともとは、それぞれ歩いて通学されていたようですが、通学距離が長くて大変時間がかかることや、途中お墓とか寂しいところも通ってくるので、痴漢騒ぎがあったこともあって、今から50年余り前、当時の育友会と学校とが話し合っただけで、電車通学が始まったということです。しかし、電車通学でも、2年前に1度、高学年の女の子が、痴漢にあったことがあるとか、過去5年間で1件、電車に乗り遅れないように急いでいた子が、車と接触したことがあったということで、数は少ないですがそういう事案が現実にはありました。また、学校で一斉に下校する時に、ホームが大変混み合うとか、インフルエンザがはやっているときには、電車の中は密室ですので、感染しやすいなど、電車通学にもいくらか心配な点もあります。

そして保護者の方の意見として、学校に通い始める1，2年生のころは、電車通学なんてあぶないと、考えておられるようですが、通いなれてくると今のままでよいという意見もあるということです。以上でございます。

(議長)

資料17と18の説明をしていただきました。特に町の分断の状況について、それに電車通学についての説明でありました。これらについて、委員の皆様方からご質問はございませんか。

(工藤委員)

大軽町の分断について、国道169号の西側エリアは見瀬町の自治会と一緒に行動しているということは聞いておりますが、他の地域、十市、葛本、新賀、中曽司では、自治会と校区の関係がどうなっているのか、教えていただきたい。

(議長)

他にございませんか。

(氏田委員)

ささやかなことですが、電車通学の交通費ですが、定期代1ヶ月1020円、3ヶ月6ヶ月では、安くなるのを承知していますが、今もそうだと思いますが、これからも保護者負担のままでいかれるのでしょうか、という問です。

(議長)

他にございませんか。

それでは、大軽町の現状については認識していますが、他のところについての自治会との状況と、氏田委員からの電車通学の交通費について負担がどうなるのか、事務局で把握しているところでお願いします。

(事務局：中西)

大軽町以外の他の地域の自治会活動については、現在のところ支障はないと聞いております。ただ、先程事例としてあげさせていただきましたように、学校行事において、2つの学校の行事が同じ日に行われるとは限りません。保護者の方に自治会活動にある程度の縛りが出てくる。子どものいる保護者の家庭では自治会活動への影響がないとは言えないという現状でございます。

電車通学の電車賃につきましては、現在のところ行政側といたしましてどうするかは、検討はいたしておらないのが、現状でございます。

(議長)

よろしいでしょうか。

次へ進ませていただきます。

議事1の①からは個々の町名とか学校名が出てまいりますので、非公開といたします。

前回学校での通学区域について、保護者や学校の意見を集約するようという
ことでしたので、そのことについて議事1の①通学区域における意見について
資料16で説明をお願いいたします。

(事務局：森本)

資料16は、4ページに渡ってまとめています。

《資料16参照》

前回の検討委員会では、事務局から学校への指示説明の意思疎通の不十分さから、
報告内容が不完全であり委員の皆様方には議事進行上大変ご迷惑をおかけ
いたしましたことに、ここで改めましてお詫び申し上げます。

その反省点を踏まえ、調査にあたっては、学校長に対し現状の校区についてど
のような課題を抱えているかについて、学校長よりPTA役員にお集まりいた
だき、ご意見を伺っていただきました。その際、学校・教育委員会では当該校区
について、以前にはこのような意見を聞いていることを伝えていただいたう
えでご意見を伺っております。また学校長にはPTAのご意見を含め、学校として
の現在の通学区域の課題について認識のうえで報告いただき、資料16にまと
めさせていただきます。

PTAからのご意見は、現在の通学区域についてのご意見があげられております。
また、その他通学路の安全対策へのご意見もございました。また、学校からは
通学区域には、地域の歴史的背景等さまざまな要因により現在の校区が成り立
っている経緯があり、各校長におかれましては、現在の校区の児童の安全対応
をいただいております。この検討委員会の協議経過を見守ってもらっているところ
であります。

なお、当該資料は、個々の町名をあげての報告となっており、次の議事2の事
例を挙げての検討事項と密接に関連しております。各委員の皆様におかれまし
ては、今後協議検討を深めていただくうえで、この資料16を参考としていた
だければと考えておりますのでよろしく申し上げます。

(議長)

3回からの積み残しの部分になったかと思いますが、その調査のプロセスと概
要につきまして、ただ今事務局から説明がありました。これにつきまして、何
かご質問ご意見はございませんか。少し目を通していただく時間をとります。

(横尾委員)

最初にいただいた資料の中に、転入時における問合せという回数がございます
た。そういうようなことも校長先生に、教育委員会に問合せがあったというこ
との前提で、こういうようなアンケートをとっていただいているのですね。

(事務局：中西)

委員さんのおっしゃる通りで、子どもは転入時に教育委員会に、以前出させて
いただいておりますそういう内容につきましても、含めて校長に説明させてい
ただき、おたくの校区ではこういう点については、こういう意見を聞いている。
また、学校でも聞いておられる意見をもとに、PTAを集めいただいて意見聴
取をお願いしたいという内容で進めさせていただいております。

(横尾委員)

その結果がこれですね。

(事務局：中西)

はい。

(横尾委員)

ありがとうございます。

(岸田委員)

私は今日初めて出席させてもらいます市Pから中学校の代表で来させてもらっ
ています岸田といいます。20年度市Pの会長校になるのは八木中なのですが、
特別委員会の委員長の方で持たせていただくのですけれど、会議の冒頭にあり
ました前回の会議録の訂正、奥田会長からの市Pの方から回っていましたとい
うアンケート。市Pの方ではこの委員を選ぶ時に、特別委員会で幼稚園、小学
校、中学校の代表を決めさせてもらいました。その特別委員会というのは、各
幼稚園、小学校、中学校の会長さんばかりの特別委員会という形の会合なので、
そこでこの会議の内容を教えたいという話がありました。私今日初
めて出席させてもらって、非公開とかいうのはちょっとわからなかったのです
が、その市Pでアンケートをつくらせてもらって。回答はこの市の方で集めて
もらった回答とかわりがないです。ただこの資料16の畝傍南小学校の吉田町
の「今の小学校でいいが中学校は遠すぎるので、光陽中へ通わせたい」という
こういった意見は、この資料の中にしかないです。

この16日の土曜日に特別委員会を開かせていただいたのですが、幼稚園、
小学校、中学校の会長さんは、ただ小学校の校区の移動だけで考えたらいいの
か。幼稚園も今の小学校と同じ校区でおかれていると思うのですが、小学校
が変わることによって幼稚園はそのままでいくのか。この吉田町のこの意見も
ありますが、小学校は校区を変更しても、中学校は今まで通りでいくのかとい
うことをひどく心配されているというか。あと、統廃合の問題で、やっぱり心
配されている会長さんもおられました。少子化による生徒数の減少で、今は校
区の変更ですけど、いずれ人数が少なくなった時に小学校がひつつくとか、そ
ういった問題に変わっていくのじゃないかという心配をされていた会長もおら
れました。

(議長)

この前からの会議からの認識としましては、今回小学校区につきまして、その実状を踏まえながら考えていくということです。幼稚園は幼稚園の検討委員会がありますので、その辺の状況も報告があればそれらを受けながらも、一つの資料として、中学校は現行で、中学校は変わらないということ、今の中学校を中心として考えていく。

(岸田委員)

でもね。この畝傍山のちょうど東側、真菅小学校に通われている地域があるのです。そこは、距離からすると金橋小、今井小、一番遠いのが真菅小学校だと思うんです。それを、中学校の校区内で今井小に行かれるのであれば中学校の校区の範囲は変わりません。ただ、金橋小になると中学校区の範囲がころっと変わってしまいますので、中学校の校区範囲も変わってくると思います。

(議長)

その辺につきましては、この検討委員会でご意見を頂戴するという。統廃合のお話がありましたが、現在のところは統廃合についてはしないということ。事務局から補足をお願いします。

(事務局：中西)

岸田委員さんへのお答になると思いますが、私どもの小学校の校区通学区域についての検討委員会につきましては、現在の小学校区の在り方について、その課題を踏まえている部分があるのではないかと。また、代替校が考えられる場合もあるのではないかとということで、考えております。おのずと小学校の校区がA町がまたこの小学校区に入ってそこが小学校区となりましたら、今なっております中学校区の割り当ても変わってくるというふうに、当然連動していると思います。また、小学校区につきましての検討の中で、何々町が何々小学校と変わりましたら、当然幼稚園は同じ小学校区に変わっていく形になるかと思っております。

(議長)

よろしいですか。

(中井委員)

その認識で私たちはきていますからね。だからそれを翻してもらったら困るのです。小学校を今考えて、それにおいて今おっしゃるように幼稚園も中学校も連動してくるという考え方に立っています。だからそれをこれをついでということで、今ここでまた、省みてというのはちょっとおいてほしい。そういう話だったらこれは続かない。だから、もう白樫においては、南と北が合併しているのだから、幼稚園として。それを前提として進んでいることですからね。幼稚園

もそういう観点の中で今後行政改革の中で、統廃合を考えておられるわけですからね。ですから、ここでは小学校を単位としてどうなのかと、安全安心を含めて。小学校は今考えよということですからね。あと幼稚園、中学校はおのずから連動してくると。そういう前提で私たちは確認しておりますので、それを今翻って考えてもらっては困るということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(氏田委員)

岸田委員さんの言われることもわかりますが。

(議長)

私の説明が不十分だったかと思ひますが。

(中井委員)

それは、今代わってこられたから、それは前の人によく聞いてここへ出てきていただくという形をとってもらわないと、我々委員としては連動していますからね。これが今後この重要な審議をされていくことですから、その辺のところは委員長も認識してお話していただきたいと思ひます。

(岸田委員)

それを非公開と。それは小学校だけで考えている。でもふたを開けたら幼稚園、中学校もみな一緒ですよって言ったらこれは、小学校からの意見やと思ひますが、幼稚園、中学校の意見がころっと変わってくると思ひます。

(中井委員)

これは小学校、中学校の問題ではないですよ。自治会がもっと大きな問題なんですよ。そんな小学校、中学校の問題と違いますよ。もっと地域としてごろつと変わりますよ。私たちは今第1回第2回で言うておりますように、ここですなわち吉村さん、横尾さん、氏田さん、このことを一番心配して来ておるわけです。だからそこのところを大きく踏まえて、まず最初の教育長が出した諮問において大前提に立ってどうするかというところを、今考えているわけでしょう。こんなもん自治会でこれを出してご覧なさい。我々こんな役員として何を考えとったんだと。これは、えらいことです。PTAの問題と違いますよ。PTAは要するに自治会の中の一員ですよ。だから、長い歴史の中で今これを変えるということは、どれだけの苦渋の選択かというところを認識して考えていかなあかんという、こういうことなんですよ。

(吉田委員)

中井委員さんの言うことも当然だし、岸田委員さんがおっしゃっている意図は、私の解釈なんですけど、今私たちが議論しているのは小学校をどうするのかというのを大前提で考えていますが、ある地域は今例を上げられましたが、こう変

わった時にこちらの中学に行く、こっちに変わったらこちらの中学に行くという時に、これは本当は行政が考えなければいけないことかもしれないですけど、中学のキャパがありますね。中学のキャパも一定視野に入れておく必要があるかなと思うのですが。議論は小学校区の議論でよいと思う。どちらか選択しなきゃいけない時には、一定その箱物の大きさ、地域のつながりももちろん考えなければいけない。移したといたってそこに生徒が収容できなければ、どうしようもないので、頭の片隅においておく必要がある。今中井委員のおっしゃたように、基本的なことは小学校区の検討でいいのかなと思っています。実際通学する校区が変われば、もともと小学校が行っていた中学校に行くという前提で私たちは考えている。子どもが移ったことによって、中学校区も変わるということは、視野には入っていない。ただ移す時にどうするのかということは、考えなければいけないと思います。そういう解釈で中井委員さんよろしいですか。

(中井委員)

それで結構です。

(工藤委員)

現実には、十市,葛本,新賀は中学校区まで分断されてしまっている。そういう状態があるから、そのことの総括はきちっとしておかなあかん。30年経ってどうなっているのかは総括しておかないと、これから先、町を分断するということがあるとすれば、そのことがどういうことを生むのか、しかも中学校区までもまたがって分かれていくということになれば、きちっと総括しておかないと、展望しないとあかん。実際もうなっている。もっと60年50年前に、四条町は大成中と畝傍中に分かれてしまった。その結果の検証も必要である。

(議長)

他にございませんか。

この資料につきましては、中井委員さんからもおっしゃっていただきましたように基本的には小学校区を考えるというこの視点に立って考えていく。具体的なことについては、審議の過程でご意見をいただけたらと思います。他にこの資料についてご意見はありませんか。

(氏田委員)

資料16の中で前の検討委員会の時にも、保護者、PTA役員に聞いていただき、学校長からあげてもらって見させてもらったら一目瞭然なんですけど、その中でもPTAの方たちの意見はやはり、そのままでよいという方もいらっしゃるし、近い所に行きたいという方もおられるので、これはどういうふうに、ただ意見として学校側が聞いてここへあげてきてくれはって、それをなんらかの

形で期待されているということはないのでしょうか。

(議長)

P T Aの意見の集約の仕方について説明いただけますか。

(事務局：中西)

P T A役員さんに各学校の通学区域において課題と考えているところは、どういふものがありますか、という問いかけを学校長からしてもらっています。これについて、期待また要望というものではないという前提で校長に聞いてもらった。個々の役員としてでなく、個人の意見も入っているかもわかりません。それを取捨選択するという基準はもっていません。校長ももっていない。それで正直にすべてあげさせていただいているわけでございます。検討委員会での趣旨を踏まえて、学校教育課が各校長に指示しましたが、信号機を付けてほしいとか、現在の通学路を改修してほしいという、現状ではこの校区でいいけれど、その中にやはりより児童のことを鑑みた保護者の意見が出てきているのは、間違いないところでございます。

(議長)

それでは、この資料 16 は今後検討いただきます場合の参考資料として、ご活用いただければと思います。

次に進ませていただきます。続きまして、議事 2 基本方針にむけての検討事項で、通学距離、安全性・利便性等について、答申をしていかなければなりませんので、それらについて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：中西)

資料 20 をご参照ください。

《資料 20 参照》

資料 20 の①②③については、皆様方に検討いただく観点として通学距離、通学時間の解消を図ることの例として検証いただきたいということで、この 3 町をあげさせていただいております。事例としてあげている町であり、その他の地域におきましてもこういう事例の一例としてとらまえていただきたいと思っています。まず、資料 20 の①②③でございますが、大谷町、慈明寺町、寺田町の 3 町はいずれにおいても当該校の真菅小学校より地図上でご確認いただきたいと思いますが、今井小学校が又金橋小学校が近くで、距離及び時間が短縮でき、安全安心面で検証いただく事例として取り上げさせていただきました。なお、見直しを協議いただくうえで、今回の 3 町を事例といたしましたのは、議論の中で今井小学校とするならば真菅小学校と同じ大成中学校区となること、これが金橋小学校とするならば光陽中学校区となります。今回校区の見直しを検討いただくに際し、まずは中学校区を原則基本とするかについても検討いた

だき、距離、時間の在り方に加えて中学校区についてもご協議いただきたいための事例としてあげております。

次に資料 21 をご参照ください。

《資料 21 参照》

資料 21 の 1 は縄手町、資料 21 の 2 は醍醐町についてです。ここで検証いただく観点としましては、通学の安全性・利便性からの事例として検証いただきたいということであげさせております。資料で示しております縄手町醍醐町の両地域は、昭和 63 年に基幹道路として開通した国道 165 号バイパスにより町が東西に分断され、通学は歩道橋や横断歩道を利用して登校しているところがございます。又、地図からも現在の鴨公小学校へ通学するよりも晩成小学校に通学することが距離的に近く、基幹道路横断の回避により、安全性・利便性が図られることから、検討事例として取り上げさせていただいております。なお、この部分につきましては、中学校区の変更はございません。

次に資料 22 に移らせていただきます。

《資料 22 参照》

この資料は観点といたしましては、他の校区の児童と交差する事例として検討いただきたいということで 3 つの事例をあげさせていただいております。加えてここで検証いただきたいのは、既に分断されている町が更に分断することが、2 分割が 3 分割することが、地域に受け入れられるかについても検証をお願いしたいと思います。資料 22 の図で示しております四条新町の一部については、先程の資料と同様国道 165 号バイパスにより分断され、通学は歩道橋を利用しており図からもわかります様に距離的には晩成小学校が近く安全性・利便性に優れている。加えて晩成小学校へ通学する小房町の児童と交差して通学していることもあり、事例としてとりあげました。ここでは、四条町が現在畝傍北小学校と今井小学校に分かれており、ここで安全性・利便性を図れるからといって、更に晩成小学校とするようなことになると 3 分割となり地域の理解が得られるものもあり、検証いただきたいと考えております。図の四条新町自体については、確かに晩成小学校は近いものの畝傍北小学校として遠すぎるということはありません。ただ中学校区も変更となり、八木中に通うとなると一番遠い南の端となるデメリットが控えております。

資料 22 の 2 の斜線部分のところ、新賀町の一部でございます。新賀町も同様に斜線の地域は耳成西小学校に通っております。この児童が内膳町 4 丁目 5 丁目の児童と交差しており、斜線の地域が晩成小学校となると新賀町を更に分ける、晩成小学校、耳成小学校、耳成西小学校の 3 分割となることが、問題と考えるところでございます。いかにすべきかをご検証ご協議いただきたいと思っ

ております。又、こちらにつきましても中学校区も変更になるという所でございます。

次に資料 22 の 3 畝傍町についてです。畝傍町が電車通学となっていることは先程説明させていただいたところでございます。畝傍町の電車通学は、市制発足前の昭和 27 年より学校が遠い、交差点が危険とのことで始まったと聞いております。ここでは、皆様に電車通学そのものを検討いただくのではなく、電車通学でないと仮定した場合どうであるのか。近くに代替校である畝傍北小学校があります。わざわざ電車を使ってまで通学することが果たしてどうなのか検証いただく事例として取り上げております。図からもわかりますように、畝傍町は南に位置する御坊町、栄和町は歩いて畝傍北小学校へ通っており、交差する部分でございます。

次に移らせていただきます。4 その他になつていますが、資料 23 につきましては、山本町を事例としてあげさせていただいております。

《資料 23 参照》

こちらで検証いただく観点といたしましては、通学の安全を今回検討いただくにあたり、通学路の防犯環境面からの安全の観点からの事例として検証いただきたいと思ってあげさせていただきました。山本町は現在畝傍御陵の中を通学しており、特に下校時は各学年で下校時刻が異なるため児童一人では人通りのない所を下校することに保護者が不安を抱き、遠回りをして緑の線でございますが、四条町を通り人通りのある所を下校しております。畝傍北小学校の代替校としまして今井小学校区とすることにより、距離面では同距離であることから、この保護者の不安は解消できることとなり、中学校区が変わる事例として検証いただきたいということであげさせていただきました。

以上ご検証いただきたい 4 例をあげさせていただきました。

(議長)

それでは、基本方針に向けての検証軸 4 つについて、事例として説明いただきました。1 つは、通学距離、通学時間について、中学校区を原則とするかどうかということの検証。2 つ目は安全性・利便性より町を分断することの検証。3 つ目は児童が交差する校区及び町を更に分割する 2 分割 3 分割することが、是かということ。4 つ目は、防犯面からの安全性についての検証ということで、説明いただきましたので、この柱に従いながらどこからでも結構ですので、それぞれのご意見をお願いいたします。

(氏田委員)

私の古からの沿革からいいましたら、山本町はまだ、今もこの状態です。痴漢が出るとかということで、仕事で御陵さんに何回も歩いて通学する子ども達を見

にいきました。台風で樹木が倒れ見通しが良くなった時もありましたが、樹木が生い茂っているのです。山本でこの御陵の中を通って行っているんやな。なんとかできないのかなということをお願いしたかったのです。

(議長)

学校名とかは、外へは出ませんので具体的にご意見をお願いします。安全面から考えて、代替やむなしとのご意見なのか。

(氏田委員)

山本に住んでいる方が、容認もしていなかったのですが、今井町に実家があり、今井の方に毎日子どもさんを連れて小学校へ行っていたというのがありました。ここでこういうことを言ったらあかんのですが。相当苦勞された。御陵の中を私も歩いたのですが、物騒な所にもかかわらず、まだ今も。以後いろいろ痴漢にあわれたということがないからそのまま。山本町が今どんな状態なのか聞きたいのです。何人ほど通学しているのか。

(西村委員)

現在4人です。

(議長)

代替校で安全性を優先する方がいいということですね。

(氏田委員)

私は切に思いますね。御陵の中を通ってくるのは、樹木が生い茂り一人では帰れません。

(中井委員)

この会議の進め方ですが、議事1234とありますが、それぞれ意見を聞いてまとめられるのか。それとも9枚ありますのでそれを1つ1つ検討されて、ここではこういう問題があるからどうだと、これはこういう方向性といくのか。それともランダムに聞かれてそして、どうですかというのか、その辺のところ整理の仕方はどうですか。それと時間配分です。今11時なので、これをもう1回繰り返すのか、それとも今日まとめてしまうのか。そういったところも含めて、スケジュール的なことと進め方、まとめ方の基本的なところを教えてください、我々も整理して質問していくというふうにしたいと思います。

(議長)

これまで事務局から資料を出していただき、説明もいただきました。そういうことから、そろそろ基本的な方針についてまとめていかなくはなりませんので、検証軸4点についてご意見を頂戴しまして、このあとご意見いただいたものをまとめまして、委員長、副委員長、事務局と相談しながらまとめて、それを皆様方にお示しパブリックコメントに出していく。だからもう一回まとめた

ものは、ご検討いただきたいと思います。この答申のまとめ方としましては、どここの町どこどこについてまでも、ご意見として頂戴しておきましてもまとめない大きなくくりでまとめておいて、実際また教育委員会が事務局が地元等と折衝していく、説明していく場合にそれらを踏まえて出していただく。調整していただくという手はずを取りたいと思います。いかがでしょうか。

(中井委員)

これ9枚ありますが、今大谷町から発していますね。大谷町はこれでいいのですか。とかそういうまとめ方ではないんですね。9枚まとめて今どうですかと、おっしゃっているのですね。

(議長)

4つの検証軸でそれぞれご意見をいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

(中井委員)

はい、わかりました。

(細川委員)

中間答申的なことも、基本的な項目が4項目出ていますね。これを個々に検証検討していくことは、この中ではできないと思います。現時点において、中学校区では基本的に変更しない、この4点の中で検討委員会では議題に出しています。ただし、通学距離、安全性とか、交差する、防犯性という形の中で、当該に関わる町自身の中で、自治会の意見を最優先にというか、最優先に考慮しながら最終的な校区変更をするか、しないのかを決めていく。そういうことでなかったら、具体的なことは地でも出てこないやろうし。方針をまとめて、今回パブリックコメントを出したらいいのところがうか。今度検討する中で最終的に教育委員会がこういう形でいきましょうということで、各地域に各学校にそういうことでどうですかということの意見を聴取されて、最終的に決めていかれたらどうですか。個々に大谷町の距離がこれだけあると言ったところで、この中ではこれは遠いです。それは変わったらいいかという話になるけど、実際大谷町の人がどういうふうに考えているのか、また自治会組織としてどういうふうに思っているのかで、変わってきますのでね。ただ晩成小学校区にしたって、バイパスで分断したらいいという話かもわかりませんが、安全性から言ったらね。ただし、醍醐町、縄手町も自治会組織や地域の方がどういうふうに考えておられるかわからない。分断されて晩成小学校区に行くであっても、中学校区は変わりませんが、変わる場合も含めて最終的には、自治会組織もしくは、そこにかかわる町の皆様方の意見を最終的に聴取していかんことには。過去の経緯からいろいろ出てきますから。

(議長)

細川委員からご意見いただきましたように、自治会の意見をきっちりにとらまえてはなりません。ここのものにつきましては、まとめが出てこないと思いますので、包括的なことをご意見をいただいてその時に今まで説明いただきましたことを十分参考にしていただき、ご意見をいただきたい。中井委員からありましたように今までご意見をいただいていない方もありますので、全員の方に4つの柱についてご意見をいただきたいと思います。あまり時間ありませんので、このように進めさせていただきたいと思います。

(吉村委員)

自治会の方からの吉村です。遅れまして申し訳ございません。今一番問題になっている大谷,慈明寺,寺田の件ですが、総括的にいろんな面や条件から考えましても実際は、自治会で相談しないことには一歩も歩み寄ることはできないと思います。大谷,慈明寺,寺田町は決して何処へも行く気も実際ないので。交通面の安全性だけの問題ですけど、中学校区も変わるのであれば、金橋小学校、光陽中学校へ行くということがありますけれど。大成中となれば、旧 24 号線を横断しないと行けないので、これはすべての面を同時にということはできないし。中井会長からのご意見もございましたけれど、自治会がうんというのか、地元がうんと言ってからなの、どちらにつくかとか今まで通りいこうとか、そういう話を進めんことには、いくら机上論を出してもどんなことがあってもまとまらないと思います。私は今連合会長をしていますので。これ3町取られたら、真菅校区の自治会は成り立ちません。これは従来通りでよい。ただ、信号とか旧 24 号線の従来からずっと出ていますが、歩道橋さえあれば、すべて解決ができるのところがうかなと。そういう解決法を頼みたいと思います。真菅ですけどね。いずれ大成中へ、今井と一緒に行くわけなのです。その大成中学に行くのにも、旧 24 号線を平面交差しております。ここに歩道橋さえあれば、一つ解消できるのところがいますか。

(議長)

そういう意見をいただきたいと思います。自治会の方から横尾委員さん意見をお願いします。

(横尾委員)

畝傍地区からいえば、こんな取り上げたら非常に大変な問題があります。会議をするたびに問題が起こっている。現実には申し上げますと、先般も行われたのですが、畝傍自治会で会議を開きましたら、この四条町が問題になるわけです。今井に行っておられますので、公民館活動は畝傍ですと。小学校で行われる社会教育のことは畝傍公民館を中心にやってくださいと言ったら、それでも

う問題が発生しているわけです。こういう問題が起こっておりますので、行政もそういう点をこういう問題が起こっている中で、問題が発生しないようにやってほしいなあと、教育委員会に言うのですけどね。片方ではそういうことが発生しながら、片方ではこういう問題が起こっていると。行政はその道筋をきっちりと定めてやっていただきたいなあと切にお願いすることなのです。消防署の管轄の問題もこうなのです。今の四条町等について総務課で言えば、畝傍だこれは今井だと言いながら現実に今井の人たちがもう入ってきている。こんな問題が行政の中でたくさん起こっているのです。その辺が常に片方では、自治会が中心に行われ、片方では小学校区を中心に行うという問題が地域の方々に混乱を起こしている現実を知ってほしいと私は思っています。

(氏田委員)

それとね、昭和 49 年に学校分離、昭和 52 年にそれぞれ分割、八木中もマンモスやから樫原中に分割。その時には必ず自治会が。前の分離した時に、それぞれ自治会の方もそうだし、その時の資料、文書は永年保存であると思うので、何かその時の一つの目指すものが、今ともしかしたら違うこともあるかわからないけど。その自治会でもめると言ったら言葉に語弊がありますけれど、その根幹は今も昔も一緒なので何かこういう資料の中から、抜き出して調べていただいて今回の会議にでも、持ち寄ってもらったらと思います。

(議長)

校区の沿革については、前に説明がありましたが、

(氏田委員)

いろいろ分離する時、私もそのことに携わったので、その時の文書がそのまま残っていたら、何かいい意味で知恵をもらうなり、またあかんかったという、その時その時のその時代は今の校区の話と違うかわかりませんが、自治会は一緒ですので。前に苦労された点とか参考までに、教えていただけたらなあと思っています。多分永年保存なんかで残ってないかな。

(議長)

そのことにつきまして、また具体的な各論のところでも触れていただくとしまして、今日は総論的なことでご意見をいただけたらと思います。

(岸田委員)

私先程自治会の委員さんから安全性・利便性についておっしゃっていただいて、小学校中学校でも安全でない場所には、それなりの対策を講じていると思います。ただ自治委員さんに甘えているなという面もありますが、その辺は学校と P T A と自治会と大人が子どもを守ってやるという気を起こさないと子どもの安全は守れないと思う。行政にお願いするなら、警察がもっと危ない箇所に頻

繁に回っていただきたい。鴨公小学校の横には昔派出所がありましたが、今は連絡所で、あるのとないのと全然違うと思います。警察はもう櫃原警察一本やったらいざ何かあった時、学校に対し何かあった時、どこが一番先に行くのかといったら、自治会、親になってくると思います。だからそれを言っていただきたい。

安全性については、学校に聞いていただいた畝傍北小学校の意見の中に、もし、問題があればここに載ってくると思うのですが今のところ載っていないということは、そこに対しての子どもたちの通学時の安全は、学校なりPTAなり自治会の方でちゃんと守られているという感覚があるのじゃないかと思います。

(氏田委員)

学校教育の方で畝傍御陵の中を、山本町を実際歩きに行ってみますか。私ら何回も行ったのですが。一度行ってみてください。何かあってからでは遅い。

(議長)

先程資料 23 で委員会として説明いただいたところですので。安全性・利便性で現在の中学校区を原則とするというのも一つの方向であるというご意見を承ってよろしいでしょうか。安全性・利便性が今現在確保されているのであれば、それは、優先しなければならないけれども、これでいいということ。

(岸田委員)

中学校区は今関係ないですね。小学校区を話し合うという基準で。後教育委員会の方から中学校も変わりますと言われましたけど、私が最初に言わせてもらった時に、幼稚園小学校のことを考えていたらこんなまとまりませんから、ここはここで小学校の通学区域のことを検討しましょうということ。もうそれ以外私は言いたいのですが、言っていません。以上です。

(議長)

安全性・利便性を十分考えて、現在の校区あるいは、その辺を優先していくと。代替校があれば、ということについては検討してきました。近くなり、安全性・利便性から距離などを考えながら、代替校があれば検討の余地があるというご意見でよろしいですか。

次お願いします。

(西村委員)

過去3回いろいろたくさん意見を聞かせてもらいまして、当初もっと簡単なものかなと思っていたのですが、自治会とか行政とかいろんなからみがあって、複雑というのがよくわかってきたのですが。現在に戻りましたら、子どもの安心安全に尽きると思うのですが、先程言っただけのように私の友人が丁度山本町に、女の子が住んでいました。今から30年ほど前なのですが、まだ、見た

ことなかった防犯ベルをその子だけが持っていたのです。山本町の中を通るから、その子も6年間そういう大変な中通学されて、学校が近い子より長い通学距離である意味、自信がついたことも聞きました。僕の小学校の息子なのですが、大阪の方に通学しているのですが、いろんな心配を当初しましたが、子どもというのは環境になじんで、むしろ近い子より何年か経ったら自信というか、そういう面から考えていったら、みんな近いところに行ったらいいのやないかというふうになるのですが、そういうこともひっくるめながら、試行錯誤しながら、実際なかなかまとまらない。家内の妹で西東京にいるのですが、そこはこういうのがありまして、実際やっているのは、選択制。ある地域だけは、A小学校とB小学校どちらでも行けるそうです。それで今現在進んでいると言っていました。

(議長)

委員さんはそのことから利便性で先程事務局から説明がありましたように、現在町の分断について、町を3分割することについてご意見をいただけたらと思います。

(西村委員)

その人の意見を聞けば、それが正しいと思いますし、昔から築き上げた自治会とかそれを考えると、今多様な時代ですから何を一つに決めるのは実際いいのかなと思うのです。いろんな方がおられますので。町内でも自治会に入っていない方も何人かおられますし。何かこう一つの方にこう決めようというのが、私自身果たしていいのかと思うのです。

(杉本委員)

幼稚園の代表として来ているのですが、幼稚園と小学校の発達の連続性という点からみまして、幼稚園児と小学校といろんな連携を持ちながら、進めております。そういう点で幼稚園と小学校は同じ校区で考えていくのは当然だと思えます。但し、幼稚園では少子化の問題もありまして、適正配置検討委員会で検討してもらっているところです。そちらも考えあわせないといけないのですが。通学区域というのは、安全性を基本に考えておかないといけないと思います。幼稚園では保護者に送り迎えをお願いしております。大変遠いところについては、保護者に負担がかかりますし、電車通学については、保護者の電車賃も負担していただいている。交通機関のないところでの遠い所で、なんらかの配慮がいるのではないかと思います。

(議長)

電車通学について少しふれていただきましたが、事務局の説明もありましたが、あの現状からいいまして、近くに学校があれば歩いて通学できるという説明も

ありました。それにつきましてどうでしょうか。

(杉本委員)

いろんな地域との関わりもありますし、むずかしい問題ではありますが率直な意見としては、歩いていける所があるのであればと思います。簡単には言えないと思いますが。

(議長)

次に工藤委員お願いいたします。

先程4つの検証軸について、小学校の現場からみてお願いします。

(工藤委員)

基本的に町内を分断することは、避けなければならないと思っています。実際葛本町とか分断されたところがあります、将来的に地域を担う子ども達が育っていくわけですが、まだ40歳ぐらいで自治会を担うまでにっていない。自治会が分断されたことの結果の検証までっていない。将来的にそのことによって、もしかしたら子ども達がバラバラになって、ましてや中学校までバラバラになるようなことになれば、非常に大きな影響になる。自治会の皆さんにもご高配をいただいて全体を見直していくことを考えなければいけないのですが。この自治会の枠組みというのは、1889年に町村合併してからこの枠組みは基本的に変わっていない。この130何年にわたるつながりの中で、それを切り離して再構築していくという、その大きな矛盾はあると思うし、相当な議論となると思う。中井委員さんの言われましたように、単に校区を編成する問題ではない。大きな問題である。

鴨公のことを言いますと、縄手町は晩成小学校に隣接しているのですが、隣接している理由は、晩成小学校の立地でそうなった。鴨公小学校の方でそういう形になったわけではない。八木町の中に校舎を作るということで、一番端になった。お互いの納得の中でできあがっている校区なのです。学校の位置もほぼ変わっていない。安全性ということがありますが、大きな交通事故があったということも実際ありませんし、地域の自治会の皆様やPTAのご協力で大きな歩道橋も造られている。私たちも安全性に配慮しながら、地域の人たちとの中でやっていく。いろんな場合がありますので、そういう枠の中でやっても歩いていく方が安全であるということはわかっている。地域のつながりの中で考えていかなければならない。大谷や慈明寺は明治の合併の時は、今井町に合併するというのが高市郡長の方針案だった。それが何らかの理由で今井町に合併できなかったから、現在の形になった。歴史のことも考えると答の出しようがないのですが。

(議長)

先程事務局から町の分割しているところでは、大きく住民のニーズとかは、声としてあがっていないが、安全性を考えて分割、分断していることについては、それ以上の分割3つの分割はどうかということについて、児童が交差する学校については、そういう可能性も出てくるかと思うのですが。そのことについては、町の自治会の成り立ち、歴史的なこと、現状を踏まえながら検討することです。もともと分割はだめだと言っているのですが、3分割についてはどうですか。安全性・利便性を優先するか。

(工藤委員)

子ども達のためにという言葉の大きさですね。安全・利便だけが子どものためなのか。将来的な全部含めた中で考えるべきだと思います。諮問はそうでしたけど。更に大きな視点から考えていかなければならない。

(氏田委員)

子どもの安全というのは、これから少子化だから子どもも少ないから交通の便がよくなるというのじゃなしに、少子化をこれから国はなんとか、生めよ増やせの時代が来るようにしていく。国はしていかなければならないのですが。先程私が申し上げたように古の昔の分割する時に、その時はマンモス校だったから分割した。その時に自治会とのいろいろなからみがあって、やはり相当苦勞したことを覚えています。苦勞するのが当たり前。自治会を芯におかないとダメなのです。けれどその時はそんなに交通量もなかったように思うんですが、教育委員会にお願いしたいのは、その時の沿革、何か模索するようなことがあったら、その時に教えていただきたい。畝傍町の件に関しましては、電車で行かなくても畝傍北小学校があるのだから、畝傍北小学校を卒業したら畝傍中に行けますので、小学校区が子ども達の危険性を考えてみて、中学校区が変わらない場合を考えて。山本町は別なのですが。畝傍町は真近くの畝傍北小学校に変わる、これができたら30年ぶりですので、慎重に先のことを見据えてしっかり検討していかないとだめですし、やはり自治会も関連しますが、今隣近所の自治会やなしに、隣近所もコミュニケーションがなくなっている中で、やはり今大切にしなければならないのは自治会ですので、その自治会とも必ず勘案しながら、コミュニケーションを大事にしながら子ども達を守って行ってほしいなああと切に思っています。

(田ノ上委員)

私自身は、もともと幼稚園の時に公立真菅幼稚園に年少の時に行っていたが、集団登園をしていたが、かなり遠かったそうです。年長になった時には丁度真菅北幼稚園に移った年だったそうです。親の負担もかなり軽くなったと申しておりました。自治会とかもわかるのですが、子ども、親の負担も考慮しないと

いけないのかなと思います。私は中学の時も、1年間だけ大成中学で2年生から櫃原中学行った年で、第1期の櫃原中の卒業生なのですが、大成中のお友達と関わりがなくなってくるのは、丁度思春期だったので影響はあったと思います。でも今親の立場になったので、子ども達の安全を考えたいなあ。自治会の方々がいろいろなことをしてくださっているのはわかっておりますが、私自身フルタイムで働いておりますので、子ども達の立哨などはかなりむずかし状態の中で生活しているので、皆さんの目で子ども達の安全をみていただけたら安心できるのになあという気持ちです。

(議長)

安全性について、その辺の距離とか時間とかを十分配慮するということですね。

(田ノ上委員)

ハード的な面では、信号機をつけるとか歩道橋をつけるとかでカバーできる部分があると思います。もう1点ちょっとはずれるかもわかりませんが、電車通学の交通費の負担がどうにかならないのかなあと思います。

(横尾委員)

池尻とか山本町畝傍町もそうなのですが、西池尻の入学時には、北小学校は近くでいいなと思ってたんだけど、今通っている学校がいいんだと、どうしてそういいんだというそこをもう一度考えていかなければならないのでは。一面的に利便性といいます、PTAの役員さんがこういうことを言っているその裏の検証を大事にしてほしいなあ、安全性を考えた場合に、庭先から学校に入ればこれは安全でいいのですが、今交通事故なんかどこでおこるかわからんわけです。だから、そのことだけで安全性・利便性を評価してはいけないんじゃないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

(田ノ上委員)

私今西池尻に住んでいるのですが、西池尻から白櫃北小学校に行くまでの道は、車の対向がやっとできるぐらいなので、小学生が傘を持ちながら通学するのは、危険な道だと思います。そういう点では、電車通学でいいと思うのですが、やはり経済的な負担面ももうちょっと考慮しなければいけないんじゃないかなと思います。

(横尾委員)

その声を検証いただく。

(岸田委員)

田ノ上さんにお聞きしたいのですが、お母さんにだいぶ負担をかけたということなんですけど、遠い幼稚園に行かれていた時と、目の前の近い幼稚園に行かれた時とでは、思い出はどちらが大きいですか。

(田ノ上委員)

その時は今と違って、その当時は新しいものに行くという気持ちがありますよね。ですので、自治会の皆さんも了承されたと思うんです。親にとっても子どもにとっても、新しい所に行くというのはやはり、そっちの方がよかったと思います。

(岸田委員)

遠い方でのお母さんとの思い出とかはないですか。

(田ノ上委員)

遠い方は西風に向かって寒く、歩いている思い出しかありません。年少と年長では、この1年というのは成長が違うので記憶に残る範囲は違うのですが、新しい所に行くという記憶の方が。

(岸田委員)

お母さんと接している時間は、距離が長い方が接する時間は長いですよ。

(田ノ上委員)

寒い記憶しかありません。

(細川委員)

最終的に今日中間答申的にまとめられると思いますが、ただ安全性・利便性の中で忘れてはいけないのは、16校区の中では香久山小学校の特異な地域性の学校もあります。そういうことを考えたら距離が長い、安全性・利便性といったら論外です。その中で検証的に学校の問合せ特に教育委員会への問合せの中で、近くに学校が見えているのになぜ、遠い所へ行かなあかんのか、という声が大きくなってきたのと同時に、そういう形の中こうやって、学校長を中心としてPTAの役員さんが現在どのように思っておられるのかも聞きながら、参考意見として今現実的に出てきたことが、1～4の距離、安全性、防犯性を含めた中で検討課題とちがうか、そういう形の中で検証していただいて今後地域の皆様方のご意見を尊重しながら、最終的に教育委員会が行政として校区を決めていく方針という形の意見でいいのとちがいますかな。個々何キロ以上のところか、電車賃もそうかもわからないけど、電車賃だけやったらそれやったら自家用車で通っているところもどうしようかという話も出てくるからね。それは、最終的に校区を見直す検討の中で、そういう課題も今後検討する余地がありますよという意見具申をしながら、答申されたらどうですか。

(議長)

これまで出されました意見を課題として、答申する場合のまとめ方についてもご意見をいただきました。

行政からの委員さん何かありませんか。

(守道委員)

今までに様々なご意見をいただきましたが、中間答申をするにあたって再確認をすべきこととして2点あると思います。1点目は、校区変更をするにあたり中学校区を原則とするということ、2点目は、子どもたちの安全性・利便性という事を重視した時に、中学校区で解決ができない校区については、隣接校区に限ってその可能性を探るということについての是非を明確にすべきだと思います。先程の横尾委員さんが言われた現在の校区と自治会の地区としての整合性が取れていない中で、区域の変更がさらに問題を拡大する懸念もあります。また、例としてあがった西池尻町の問題で言いますと、電車通学の是非は別において、例えばこの地域が他の校区に移るとした時に180人という大規模の移動が起こり得るというそのことが、現実的に安全性・利便性だけで論議してよいのかどうかということと、受け皿のキャパの問題、出た学校の運営上の問題も出ますので、そうしたいろいろなものを検証していただきたい。また、地域との連携なくしては進めていくことはできない。そういうことが提言の中に組み込んでいくべきなのか、組み込んでいただきたいという思いで意見とさせていただきます。

(佐藤委員)

今理事のおっしゃった通りです。ただ配慮事項の中で学校選択制についてもどういう配慮が必要なのかも考えてもらったらどうかと思います。

(工藤委員)

フリーというのは、先程も出ていたと思いますが。奈良で起こった有山楓ちゃんの事件で、彼女が通っていた学校は富雄北小学校です。非常なマンモス校で三碓小学校とかその他何校かのちょうど中間の所にいて、どこに行ってもよいというゾーンがあって、その中で有山楓ちゃんの家は、富雄北小学校を選択された。近くの校舎は三碓小学校。多くの子ども達は三碓小学校に行っていた。富雄北小学校に通っている楓ちゃんは、少数の人間になってしまった。フリーなことをした結果が帰る道が1人、あるいは2人の少数の状況になるという中で事件が起こった遠因になっている。絶対にフリーにすることは、間違いだと思っています。もし、自治会、地域住民のご理解をいただけるのなら、町ごとでは区域替えの可能性としてはあると思いますが、町を割り、フリーにすることは絶対にこの件からしてもだめである。

(議長)

これは、諮問のあと、確か一回目でしたか、選択制については原則として考えないということで進めるというご意見をいただいていた。だいたいご意見をいただきましたが、副委員長のお二人からそれを踏まえなが

ら、ご意見を頂戴してまとめていきたいと思えます。

(吉田委員)

今ここに4つの柱をあげていただいているのですが、これから委員会のまとめという時には、柱をきっちりと整理をしてという思いは同じなのですが、これを見ますと実はその他に入っているのは、いわば安全性・利便性の特殊なものです。3番のその交差する校区というのは、本来通学距離からいうと、例外的な事例なのです。ですから、私たちが今共通認識できているのは、通学距離、遠距離通学を解消したいという願いと、安全性・利便性をはかるような通学にしたいという願いは、共通かなと思えます。それを、進めていく時に留意点という形で整理していくとわかりやすい。留意点の一つとしましては、今自治会があって、小中の学校があるという現実も、これは避けて通れない部分です。実際自治会の方々に配慮いただいているところもたくさんありますので、町を分断するということは避けなければいけないぐらいの論調で書くべきなのか、今出してきましたように、境界部分は選択制も許してもいいのだというような言い方をするのかは、少し議論の余地はあると思うのですが、町の分断についての配慮事項がいるのと、もう1つは中学校区を視野に入れて、可能ならば小学校区は変わったとしても、同じ中学校にいけるようなことはちょっと視野に入れてあげるのもいいかな。今自治会は小学校区を中心に広がっていますが、これから子どもが少なくなってくると、小学校だけでなく小中を含めた自治会というのも意識しなければいけないのかな。そうした時に、中学校もバラバラになってしまうようでは、それは町として自治会としての機能を果たしにくくなるのかな、という意味で配慮事項の2つ目としては、中学校区の変更については、一定配慮しなければいけない。変更してはいけないと書くところはきついで、場所によってキャパの問題もあって変更しなければならない地域も出てくると思うのですが、配慮事項の一つとして、中学校区の変更についての配慮も書いてはどうか。実際通学路が交差しているということは、子どもの責任ではなくて、いろんな町の情勢の関係だったり、保護者の思いであったりということになっているのかもしれないのですが、通学路交差については、通学距離の基本方針には矛盾する状況になっていると思えます。それは、きちっと解消すべきなのかと、この部分は交差がやむを得ないのかなということがあるかもしれないですけど、あくまで通学距離と安全性・利便性という柱を立てるのであれば、この交差をしているというのは、一定解消しなければいけないのかなと思えます。整理しますと、柱は①②の2つでそれぞれ配慮事項として、町の分断であるとか、中学校区の変更であるとか、交差する校区の扱いのこの3つに配慮事項として整理できるのではないかなと思えます。今の4つ

の柱でいくと実はその他というのは、重要な要素なのですが、きっと②の安全性に入っているという思いもします。

(中井委員)

今あらゆる活動の中で、16小学校区を基本にして活動しているのです。例えば人権教育推進委員会は16小学校区が基本になっている。今ニーズが高まってきた地域福祉、これも16小学校区でやっている。これは、それぞれの小学校区に値する町単位で現状の中でやっている。そこに民生児童委員さんや自治委員さんと大きな行政のパイプ役というか、サポート役がおられる。この人たちも地域で参画しておられる。活動しておられる。こういう方々が非常に分割、分離の中で迷われるということが出てくる。活動も停滞するという形が出てくる。これを避けなくてはいかん。これが、一番大きなネックですね。ですから、先程工藤委員もおっしゃいましたように、町単位も基本、吉田委員がおっしゃたように中学校区を例えば、小学校区分断しても、中学校区を基本として、そこに戻れるという形も望ましいのではないのかと思います。そういったところをよく検討いただいて、なかなか難しいところですけど、基本的には児童の安全性・利便性は避けて通れないだろうと思います。

(議長)

だいたいお聞きしましたが、他の委員さんでこの際少し時間がありますので。

(岸田委員)

小学校区を中心におかれているようですが、私中学校の代表として檀原市PTA联合会の方、6中学校を中心に16小学校をまとめて動いていますので。小学校をそちらの小学校に行って、中学になったら同じ中学に行けるようになったら、ブロックという活動をしている、八木中でしたら5校5園のブロックで動いているのですが、それが両方の中学にまたがる。その地域によって、こちらの中学ブロックと、こちらの中学ブロックという問題が出てきます。

(議長)

先程中井委員さんからおっしゃっていただいたかと思います。

他にございませんか。それでは、これまでご意見をいただきましたことを中心として、中間的なまとめをお示ししてご検討いただくことにしたいと思います。特に今日のご意見の中で、まとめていく方向としましては、4つの柱、特に安全性・利便性ということを中心として柱としましてまとめていきますが、自治会の意見を中心としていくという、地元ですね。そここのところをきっちりとするということを中心として柱としまして、見ていきたいと思っています。後、通学距離、通学時間につきましては、代替校がある場合には、考える場合には、校区見直しを検討していくということ。幹線道路によりまして、分断されて地域に

おいての安全性・利便性の観点から見て、代替校をもちろんこの場合は自治会をきっちりみながら、代替校を考えていくということ。幹線道路によりました分断された地域においては、その安全性・利便性の観点からみて、代替校のある場合には、それも視野に入れるということ。通学上で他校区との児童との交差の話が出てまいりましたが、その校区におきましては、地域のつながり、あるいは属性の点での問題点以上に、児童の通学上より安全性・利便性がはかると認められる場合についてもみていきますが、町の3分割については、否であるという形でみていきたいと思えます。特に防犯面での不安がある児童の通学上の安全対策に鑑みまして、保護者がより安心して児童を送り出せる代替校がある場合は、それらを模索してみるという、これらのことでご意見をいただけたのではないかと思います。

原則としましては、中学校区を基本としましてそうした場合でも課題が残る場合は、原則論を超えて検討しなければならないものがありますが、今日いただきましたご意見を下敷きにして、答申案をまとめてみたいと思えます。その際自治会やキャパの問題、学校運営上の問題、こういうことも配慮事項として出てまいるかと思えます。いずれにしましても、特に小学校については、地元の意見を十分尊重しながら、進めなければならないということは、全員の委員さんのご意見だったかと思えますが、それらを十分ふまえて参りたいと思えます。時間の制約をしまして、申し訳ございませんでした。このような方向でまとめさせていただきまして、お示しさせていただいて、ご検討できたらと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、今回は中間答申ですが、パブリックコメントの実施に向けましての中間報告については、検討いただきたいと思えます。今回は当初の予定からしましたら、5月の中旬を考えております。日程につきましては、事務局から調整していただくことといたします。

(事務局：中西)

議長、大きな3番のその他、資料19がまだなのですが。

(議長)

失礼しました。資料19をご覧ください。

(細川委員)

もうまとまっていますね。

(中井委員)

先程細川委員さんがおっしゃいましたね。

(議長)

事務的なことで、事務局から何かありませんか。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。第4回検討委員会はこれを持ちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

(事務局：中西)

長時間に渡りまして、ご審議ありがとうございました。なお、資料の20～23につきましては、回収しますのでよろしくお願いいたします。